

鳥取県告示第604号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ギャラリー栄光舎

2 委託期間

平成23年9月29日から平成24年3月31日まで